



職員の給与等に関する報告及び勧告

ポイント

平成24年10月
沖縄県人事委員会

I 給与改定

(1) 給料表

- ・ 月例給について、県職員給与が民間給与を532円上回るマイナス較差が生じている。
- ・ 本年の公民較差については、諸手当の改定による月例給の引下げにより解消することが適当であり、給料表の改定なし。

(2) 期末手当及び勤勉手当

- ・ 民間の年間支給割合(3.96月分)と県職員の年間支給月数(3.95月分)が、おおむね均衡していることから改定なし。

(3) 自宅に係る住居手当

- ・ 自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当は廃止する。

I-2 公民較差の算出

【平成24年職種別民間給与実態調査】

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象に実施

- ・調査事業所数: 133事業所
- ・調査完了率: 91.7%(122事業所)
- ・調査実人員(行政職相当): 3,680人

【平成24年職員給与等実態調査】

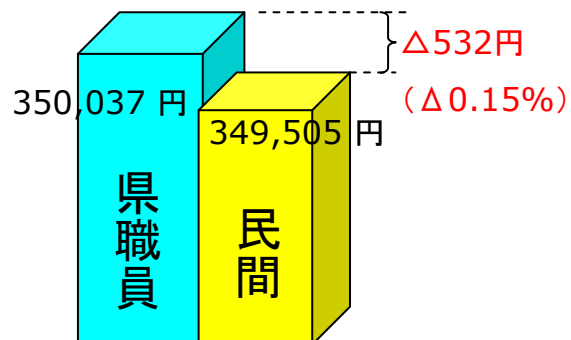
平成24年4月1日に在職する常勤職員を対象に実施。(ただし、休職者、派遣職員、停職者、育児休業中の職員を除く。)

行政職給料表適用(新規学卒者を除く。)
4,343人

比較

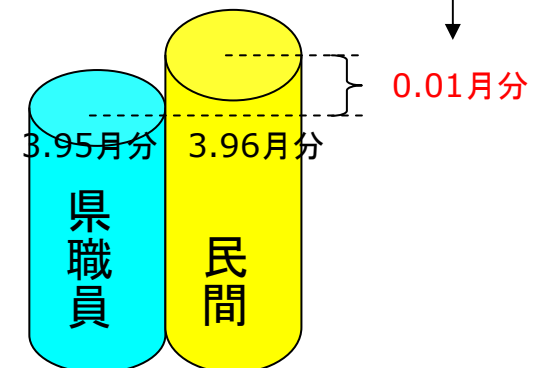
<月例給>

ラスパイレス方式による較差算定



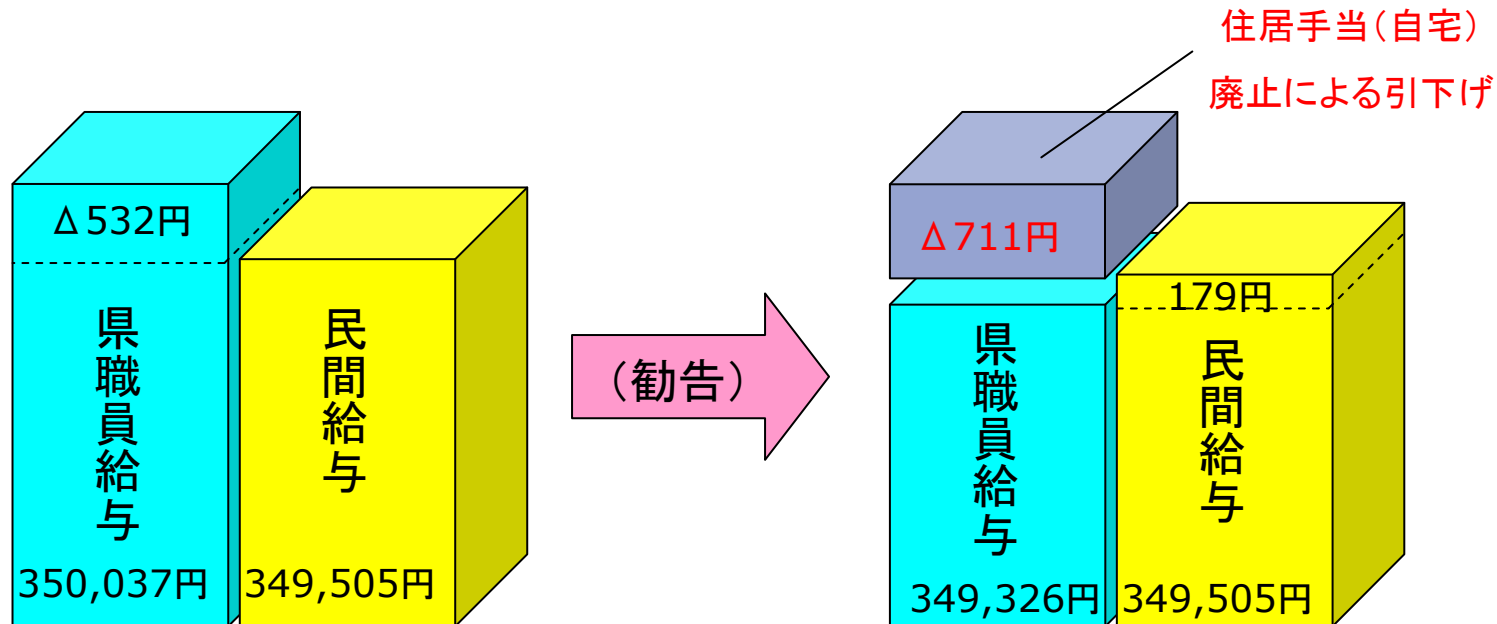
<特別給>

年間支給月数で比較



I-3 自宅に係る住居手当の廃止(勧告)

- 自宅に係る住居手当については、公民較差の状況、国及び他都道府県との均衡を考慮し、廃止することが適当。

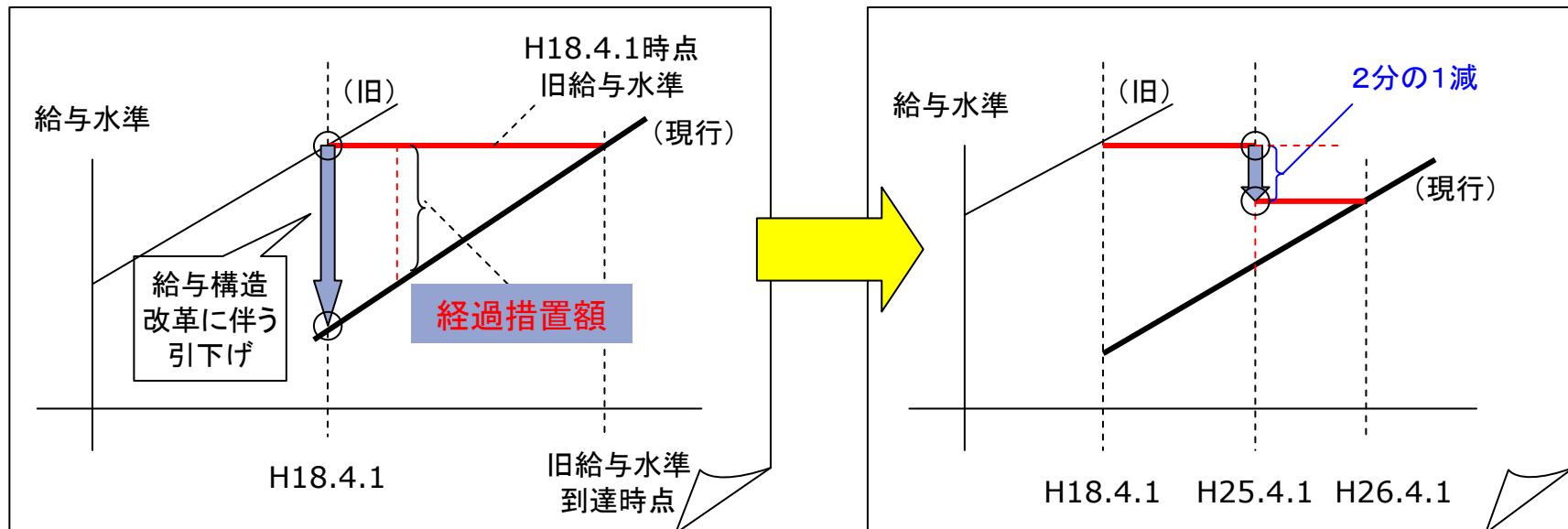


公民較差	改定額	改定後差額
△532円	△711円	179円

Ⅱ 経過措置額の廃止等(勧告)

給与構造改革における経過措置額の廃止

- 給与構造改革における経過措置額については、平成25年4月1日に2分の1を減額して支給し、平成26年4月1日に廃止することとする。
- 経過措置額の廃止等に伴う制度改正原資については、給与総額の枠内で中堅層以下の職員へ昇給として充てることが適当。



Ⅲ 改定の実施時期等

- 自宅に係る住居手当の廃止は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。
- 公民較差については、平成24年4月時点で比較し均衡を図ることとしており、情勢適応の原則の観点から、4月から改定実施日までの期間に係る較差相当分について、所要の措置を講じること。
- 経過措置額の減額、廃止については、平成25年4月1日から実施すること。

IV 職務給の原則の徹底

経過的に実態が残っている「わたり」の是正

<経緯>

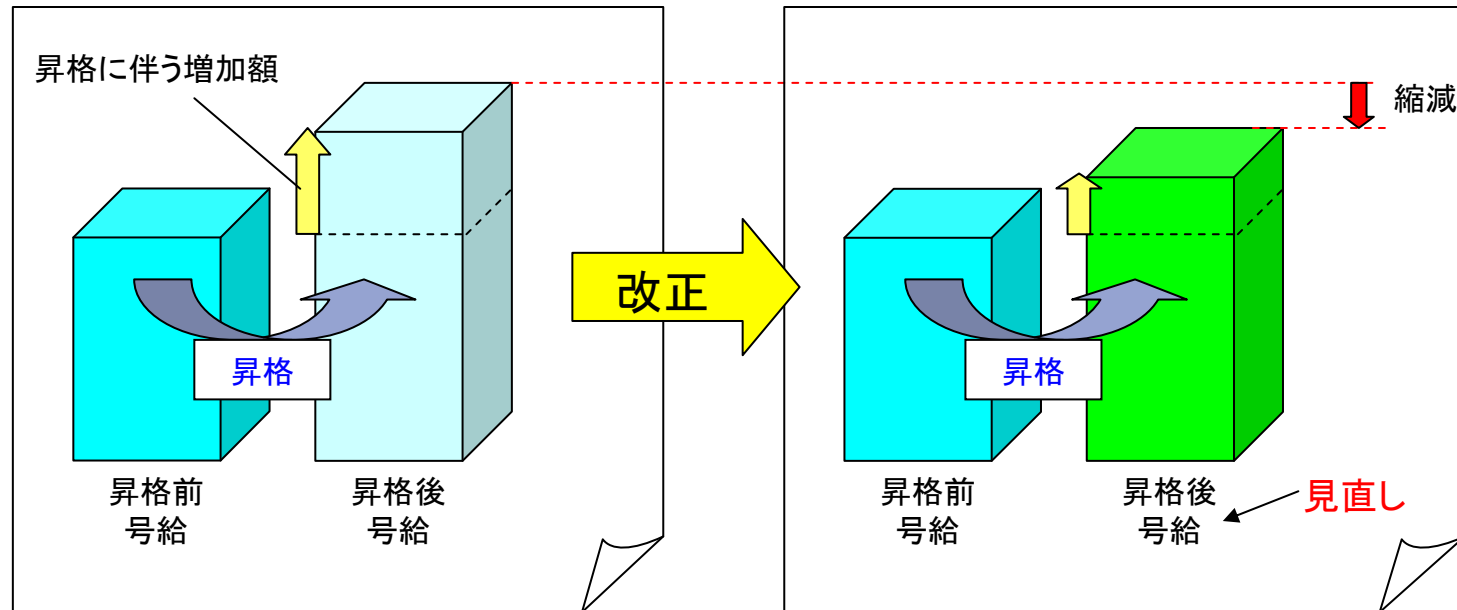
- ・給与構造改革前に職員団体との交渉・妥結を受け、給料表の枠外解消を図るため、7級枠外の課長補佐を8級へ、6級枠外の係長を7級へ格付ける措置が講じられた。(H8)
- ・給与構造改革の直前、職員団体との交渉において、職務の級の格付け見直しが合意されたが、既に上位の級に格付けされている職員については、職務の級の是正を行わないこととされた。(H18.1)
- ・上記の結果、給与構造改革における職務の級の切替えが行われても、現行の級別標準職務表等に適合しない6級班長、5級主査の格付けが残ることとなった。(H18.4～)

<課題>

- ・経過的な級の格付けから既に6年が経過し、高齢層職員の給与水準が高止まりする要因となっている等、職員間に不均衡が生じている。
- ・在職期間中の貢献度を的確に反映すべき退職手当の調整額の算定において、職務給の原則の観点から適切ではない。

V 昇格制度の改正

- 最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額を増加額を縮減するよう昇格後の号給を設定。



昇格 …… 職務の複雑、困難及び責任の度に応じて、職員を現に属する級よりも上位の級に決定すること。

ex. 班長(5級) → 課長(6級)

(参考) 職員の平均年収推移

